



# 鳥取県公報

平成16年 1月26日(月)  
号外第6号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(38)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(39)(＼).....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(40)(水産課).....	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(41)(＼).....	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(42)(＼).....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第38号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年1月26日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.15パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.15パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	略
略		略	

鳥取県告示第39号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成16年1月26日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成16年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後					改 正 前						
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率			
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合		
1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	略	年1.7パーセント	年0.85パーセント	1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	略	年1.8パーセント	年0.95パーセント		
	7年超8年以内		年1.65パーセント	年0.8パーセント		6年超7年以内		年1.75パーセント	年0.9パーセント		
	8年超9年以内		年1.55パーセント	年0.7パーセント		7年超8年以内		年1.65パーセント	年0.8パーセント		
	9年超10年以内		年1.45パーセント	年0.6パーセント		8年超9年以内		年1.55パーセント	年0.7パーセント		
	10年超11年以内		年1.35パーセント	年0.5パーセント		9年超10年以内		年1.45パーセント	年0.6パーセント		
	11年超13年以内		年1.25パーセント	年0.4パーセント		10年超11年以内		年1.35パーセント	年0.5パーセント		
	13年超14年以内		年1.15パーセント	年0.3パーセント		11年超13年以内		年1.25パーセント	年0.4パーセント		
	14年超15年以内		年1.05パーセント	年0.2パーセント		13年超15年以内		年1.15パーセント	年0.3パーセント		
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分		7年以内	年1.45パーセント		年0.6パーセント		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント
			7年超8年以内	年1.4パーセント		年0.55パーセント			6年超7年以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			8年超9年以内	年1.3パーセント		年0.45パーセント			7年超8年以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			9年超10年以内	年1.2パーセント		年0.35パーセント			8年超9年以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			10年超11年以内	年1.1パーセント		年0.25パーセント			9年超10年以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
			11年超13年以内	年1.0パーセント		年0.15パーセント			10年超11年以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
13年超14年以内		年0.9パーセント	年0.05パーセント	11年超13年以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント					
(2) 大企業に貸し付ける場合	7年以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント				
	7年超8年以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		6年超7年以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント				
	8年超9年以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント		7年超8年以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント				
	9年超10年以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント		8年超9年以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント				
	10年超11年以内	年0.85パーセント			9年超10年以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント				
	11年超13年以内	年0.75パーセント			10年超11年以内	年0.85パーセント					
13年超14年以内	年0.65パーセント		11年超13年以内	年0.75パーセント							
14年超15年以内	年0.55パーセント		13年超15年以内	年0.65パーセント							

2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年1.55パーセント	年1.1パーセント	2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年2.05パーセント	年1.2パーセント
			7年超8年以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント				6年超7年以内	年2.00パーセント	年1.15パーセント
			8年超9年以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント				7年超8年以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント
			9年超10年以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント				8年超9年以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
			10年超11年以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント				9年超10年以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント
			11年超13年以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント				10年超11年以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
			13年超14年以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント				11年超13年以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			14年超15年以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント				13年超15年以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
			7年超8年以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント				6年超7年以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント
			8年超9年以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント				7年超8年以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
			9年超10年以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント				8年超9年以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント
			10年超11年以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント				9年超10年以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
			11年超13年以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント				10年超11年以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
			13年超14年以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント				11年超13年以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
			14年超15年以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント				13年超15年以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける場合		7年以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント		(2) 大企業に貸し付ける場合		6年以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント
			7年超8年以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント				6年超7年以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			8年超9年以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント				7年超8年以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			9年超10年以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント				8年超9年以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			10年超11年以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント				9年超10年以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
			11年超13年以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント				10年超11年以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
			13年超14年以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント				11年超13年以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
			14年超15年以内	年0.8パーセント					13年超15年以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
3 生活環境施設整備資金			25年以内	年1.5パーセント以内	略	3 生活環境施設整備資金			25年以内	年1.6パーセント以内	略

備考 略

備考 略

鳥取県告示第40号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。  
平成16年1月26日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年1月26日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
略	略					略	略				
3規則別表2に掲げる資金	年1.15パーセント	年0.95パーセント	年1.15パーセント	年1.15パーセント	年0.95パーセント	年1.2パーセント	年1.0パーセント	年1.2パーセント	年1.2パーセント	年1.0パーセント	年1.0パーセント
略	略					略	略				

鳥取県告示第41号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成16年1月26日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成16年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.5パーセント	略	年1.6パーセント	略

**鳥取県告示第42号**

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
 平成16年 1月26日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成16年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率			1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第 7 号の資金	年2.125パーセント	略	規則別表第 6 号の資金	年2.225パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.5パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.6パーセント	略
2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.5パーセント	略		年1.6パーセント	略	

